

介護予防短期入所生活介護
短期入所生活介護
(ショートステイ)

特別養護老人ホーム アゼリー江戸川

重要事項説明書

社会福祉法人 江寿会

（介護予防）短期入所生活介護契約書別紙【重要事項説明書】

1. 担当者：相談員

連絡先：０３（５６０７）０４８２

2. （介護予防）短期入所生活介護（以下、「短期入所生活介護」といいます）の内容

ご 利 用 場 所	東京都江戸川区本一色２丁目１３番地２５号
ご利用可能設備等	○居室定員４名：居室の面積４７．６㎡ 一人あたりの面積１１．９０㎡ ○居室定員２名：居室の面積２５．５０㎡ 一人あたりの面積１２．７５㎡ ○居室定員１名：居室の面積１６．０㎡ ○食堂、談話室：各階 ○機能訓練室：１階、３階 ○診療室：２階 ○一般浴槽：３階 ○特殊浴槽：２階
食 事 時 間	朝 食： ７：３０～ ８：３０ 昼 食：１１：３０～１２：３０ 夕 食：１８：００～１９：００ ※原則、各階の食堂にてお召し上がりいただきます。
入 浴 に つ い て	原則として、週に最低２回入浴していただけます。ただし、健康状態等に応じて特別浴または清拭になる場合があります。
介 護 に つ い て	ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 ○着替え介助 ○おむつ交換 ○体位交換 ○排泄介助 ○施設内の移動の付添い ○シーツ交換等 ○その他生活援助
機 能 訓 練	理学療法士・作業療法士の指導のもと、機能回復訓練を行います。
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	理学療法士・作業療法士の指導のもと、介護予防短期入所生活介護を行います。
レクリエーション	毎月定期的に行います。
健 康 管 理	短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。また、随時常勤医師が健康相談をお受けいたします。
理美容について	当施設では月に１回、第１木曜日に理美容サービスを実施しております。

3. 利用料について

1 回のご利用でお支払いいただく料金は、①、④および②、③、⑤（ご利用分）の合計額となります。

① 併設短期入所生活介護 基本利用料（多床室）

要介護度	1 日あたりの 利用料金 (全額自費の場合)	介護保険適用時の 1 日あたりの 1 割 の自己負担額	介護保険適用時の 1 日あたりの 2 割 の自己負担額	介護保険適用時の 1 日あたりの 3 割 の自己負担額
要 支 援 1	5, 1 3 9 円	5 1 4 円	1, 0 2 8 円	1, 5 4 2 円
要 支 援 2	6, 3 6 0 円	6 3 6 円	1, 2 7 2 円	1, 9 0 8 円
要 介 護 度 1	7, 1 0 4 円	7 1 1 円	1, 4 2 1 円	2, 1 3 2 円
要 介 護 度 2	7, 8 7 0 円	7 8 7 円	1, 5 7 4 円	2, 3 6 1 円
要 介 護 度 3	8, 6 8 0 円	8 6 8 円	1, 7 3 6 円	2, 6 0 4 円
要 介 護 度 4	9, 4 5 7 円	9 4 6 円	1, 8 9 2 円	2, 8 3 8 円
要 介 護 度 5	1 0, 2 2 3 円	1, 0 2 3 円	2, 0 4 5 円	3, 0 6 8 円

② 短期入所生活介護をご利用の方

加算名	1 日あたりの 利用料金 (全額自費の場合)	介護保険適用時の 1 日あたりの 1 割の 自己負担額	介護保険適用時の 1 日あたりの 2 割 の自己負担額	介護保険適用時の 1 日あたりの 3 割 の自己負担額
機能訓練体制加算	1 3 3 円	1 3 円	2 6 円	3 9 円
個別機能訓練加算	6 2 1 円	6 2 円	1 2 4 円	1 8 6 円
生活機能向上連携加算	2, 2 2 0 円	2 2 2 円	4 4 4 円	6 6 6 円
看護体制加算（Ⅰ）	4 4 円	4 円	8 円	1 3 円
看護体制加算（Ⅱ）	8 8 円	8 円	1 7 円	2 6 円
生産性向上推進体制加算 （Ⅰ）※1 月当たり	1, 1 1 0 円	1 1 1 円	2 2 2 円	3 3 3 円
生産性向上推進体制加算 （Ⅱ）※1 月当たり	1 1 1 円	1 1 円	2 2 円	3 3 円
医療連携強化加算	6 4 3 円	6 4 円	1 2 8 円	1 9 3 円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1 4 4 円	1 4 円	2 8 円	4 3 円
緊急短期入所受入加算	9 9 9 円	9 9 円	1 9 9 円	2 9 9 円
短期入所生活送迎加算	2, 0 4 2 円	2 0 4 円	4 0 8 円	6 1 2 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 6 円	6 円	1 3 円	1 9 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1 月あたり別途合計金額に 17.2%相当の左記加算が加わります			

※令和 8 年 6 月 1 日より下記の加算に変更されます

令和 8 年 5 月 31 日まで	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
令和 8 年 6 月 1 日より	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ

③ 介護予防短期入所生活介護をご利用の方

機能訓練体制加算	1 3 3 円	1 3 円	2 6 円	3 9 円
個別機能訓練加算	6 2 1 円	6 2 円	1 2 4 円	1 8 6 円
短期入所生活送迎加算	2, 0 4 2 円	2 0 4 円	4 0 8 円	6 1 2 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 6 円	6 円	1 3 円	1 9 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1 月あたり別途合計金額に 17.2%相当の左記加算が加わります			

※令和 8 年 6 月 1 日より下記の加算に変更されます

令和 8 年 5 月 31 日まで	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
令和 8 年 6 月 1 日より	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ

④ 滞在費および食費（日額）※令和 8 年 7 月 31 日まで

利用料負担段階	滞在費（光熱費相当）	食 費
第 1 段階	0 円	3 0 0 円
第 2 段階	4 3 0 円	6 0 0 円
第 3 段階-1	4 3 0 円	1, 0 0 0 円
第 3 段階-2	4 3 0 円	1, 3 0 0 円
第 4 段階	8 5 5 円	1, 5 4 5 円

④ 滞在費および食費（日額）※令和 8 年月 1 日から

利用料負担段階	滞在費（光熱費相当）	食 費
第 1 段階	0 円	3 0 0 円
第 2 段階	4 3 0 円	6 0 0 円
第 3 段階-1	4 3 0 円	1, 0 3 0 円
第 3 段階-2	5 3 0 円	1, 3 6 0 円
第 4 段階	8 5 5 円	1, 6 4 5 円

※全額自費利用の場合、滞在費・食費は第 4 段階が適用になります。

※食費はそれぞれ 朝食¥409 昼食¥702 夕食¥434

※令和 8 年月 1 日から 朝食¥442 昼食¥736 夕食¥467 となります

※間食代（おやつ）・・・1 回あたり 1 0 0 円

それぞれ召し上がって頂いた分の食費が掛かります。

尚、事前に食事の準備がされていたものについて、ご本人様の都合等で召し上がらなかった場合は準備されていた分の食費をご請求させていただきます。

⑤ 理 美 容 料 金・・・1, 7 0 0 円

※ご利用時に現金での支払いになります。

4. 利用中の事故等

①事故後の対応

万が一、利用中に事故があった場合は担当のケアマネージャーとご家族に連絡を行い、ケアマネージャー等を通して連絡を密に行います。発生状況（夜間等）によっては直接施設より連絡が行く場合があります。

②病院の受診等が必要になった場合、受診先病院への連絡等、協力をお願いしています。

5. キャンセル規定

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、通常ご利用料金の自己負担額分（各加算サービスは除きます）のキャンセル料がかかります。

※ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡頂いた場合、キャンセル料は無料です。

※ご利用日が月曜日または祝日前日の場合はご注意ください。

6. 利用期間中のサービスの中止（契約書第6条）

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。普段慣れない場所に来られると、急激に体調を壊されたり、思いもよらない行動をされたりすることがございますので、そういった点もご留意下さい。

- ・利用者が中途退所を希望された場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記のケースで必要が生じた場合、緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または協力病院に連絡を取る等の措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

7. 契約の終了（契約書第9条）

利用者はサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

8. 緊急時の対応（契約書第12条）

事業者は、短期入所生活介護の提供を行っている期間中に利用者の病状が急変した場合や、その他必要と思われる場合は予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

9. 事業継続に向けた取り組み

①感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症対策

- ①当事業所は、事業所内で発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。
- ②ご利用者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
 - ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備をしています。
 - ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的の実施します

11. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は虐待防止責任者を定めます

13. 持ち物について

金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮下さい。持ち物につきましては紛失防止の為、必ず記名をお願い致します。記名のないものに関しましては責任を負いかねます。

当施設は管理栄養士による食事管理を行っておりますので、利用者へのおやつ等、過度な食べ物の差し入れ等のご遠慮下さい。持参された際は、安全・衛生面を考慮し施設管理とさせていただきます。また治療食を召し上がっている方、嚥下困難な方もいらっしゃいますので他利用者への譲渡は禁止とさせていただきます。

14. 緊急連絡先（必ず連絡の取れる場所をご記入下さい）

なおご家族様メールアドレスにつきましては送迎時間やそのほか、急を要さないご連絡の際ご使用させていただきます。

氏 名	
住 所	〒
電話番号	()
携帯電話	()
メールアドレス	
続 柄	

15. 主治医

病 院 名 診療所名	
医 師 名	
住 所	〒
電話番号	()

16. 相談、要望、苦情などの窓口

短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情などはサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

【 サービス相談窓口 】

電話番号：０３（５６０７）０４８２ 担当：相談員

受付時間：月～土曜日（祝日を除く） ９：００～１７：００

【 江戸川区 介護保険課指導係 】

電話番号：０３（５６６２）０８９２

【 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課 介護相談窓口担当係 】

電話番号：０３（６２３８）０１７７

17. 東京都福祉サービス第三者評価の実施状況について

直近の第三者評価実施日 → 令和８年３月 日

実施した評価機関 → 合同会社 福祉経営情報サービス

評価結果公表先 → 「とうきょう福祉ナビゲーション」ホームページ

アドレス：<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

上記の重要事項を確認の上で本書2通を作成し、ご利用者と事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

重要事項確認日 令和 年 月 日

確認者氏名

【事業者】

<事業者名> 社会福祉法人 江寿会 特別養護老人ホーム アゼリー江戸川
<住 所> 東京都江戸川区本一色2-13-25
<代表者名> 理事長 磯野 正 印

【利用者】

<氏 名> _____

【保証人】

<氏 名> _____